

## 滑川市民交流プラザの利用について

- 1 利用の申込みは、6ヶ月前から受け付けます。
- 2 利用料金は、施設利用の承認許可と同時に納入してください。利用者の都合で解約される場合は既納の利用料は還付いたしません。
- 3 利用時間には会場の準備、後始末等に要する時間を含んでいますので十分考慮に入れてください。なお、時間の延長は、特別の事由がある場合以外は認めません。
- 4 公安公益に反する行為又は管理上支障があると認められる場合は、施設利用の契約成立後、又は利用中であっても契約を取消し、利用を中止させていただきます。ただし、利用料は還付いたしません。
- 5 利用される方は、建物及び附属設備の管理に責任をもってください。破損したり、紛失したりした場合は弁償していただきます。利用後は必ず設備を原状にもどし、器具は係員立会いのうえで引渡しください。
- 6 施設利用の権利は、他人に転貸し、又は譲渡することはできません。
- 7 利用当日の1週間前までに施設の利用について施設事務所で詳細な打合せをしてください。
- 8 火気の取り扱いについては、十分注意してください。特に多目的ホールのステージ及び客席での喫煙は固く取り締まりください。
- 9 器物、諸道具の持ち入れ、及び特殊な設備を施す場合には必ず許可を得てください。
- 10 主催者は許可なく施設内での掲示、物品の配布、販売、宣伝、寄附行為等はお断りします。
- 11 入場券、整理券を発行される時は、定員を標準としてください。
- 12 定員外の入場取締り及び開場時刻前の行列などの整理には利用者側で責任をもってください。
- 13 その他施設の利用については、滑川市民交流プラザ条例、同施行規則ほか係員の指示に従ってください。